

## 富裕層獲得に向けたヘリコプターを活用する 新たな二次交通実証実験業務仕様書

### 1 業務名

富裕層獲得に向けたヘリコプターを活用する新たな二次交通実証実験業務（以下「本業務」という）

### 2 目的

日本の豊かな観光資源は様々な旅行者を惹きつけるが、これまで「富裕層」に特化した観光コンテンツの開発が十分でなく、三好市もこれに該当する。本事業では、国内外観光客の来訪促進や滞在性の向上、二次交通の充実を目指し、富裕層を意識した新たな観光コンテンツを創出するとともに国内外の需要や受入体制を明らかにし、市内をめぐる実現可能なプランを検討するにあたり、ヘリコプターを活用した1泊2日の実証実験（モニターツアー）を実施することを目的とする。

### 3 業務期間

契約締結日から 2022 年 1 月 31 日まで（予定）

### 4 提出書類

受託者は、本業務の着手及び完了に際し、次の書類を提出するものとする。

- (1) 着手届
- (2) 管理責任者届
- (3) 業務工程表
- (4) 完了届
- (5) 業務に係る経費内訳書及び証憑書類
- (6) その他、委託者が指示する書類

### 5 業務内容

本業務では、事業の目的を達成する為、以下の業務を実施する。なお、事業実施にあたっては、受託者が有する知見を積極的に活用し、業務目的の達成に資する提案等を行うものとする。

- (1) モニターツアー企画・参加者の募集

国内在住者を対象とし、国内富裕層及び、インフルエンサーを対象とし募集をか

けることができる事業者であること。

(2) モニターツアー内容・行程作成業務

- ①ツアーの催行は2021年11月～12月を想定とする。
- ②行程は1泊2日とする。
- ③モニター人数は4人とする。(性別・年齢は問わない。移動にヘリコプターを用いることがある富裕層、国内メディアに影響力を持つインフルエンサーを対象とする)
- ④催行回数は2回(1回2人)とする。
- ⑤モニターツアーに係る参加者の宿泊費用については、参加者から徴する費用でまかなうこと。
- ⑥富裕層を対象とした、高付加価値のある行程とすること。

(3) モニターツアーの調整・交通・宿泊等全行程の旅行の手配及び管理

- ①ヘリコプターチャーター片道(高松空港から三好市のヘリポート(善徳防災広場 三好市西祖谷山村善徳65番地1予定))を含めること。
- ②①に係る手続き、申請、許可、認定等必要な手続きを行うこと。
- ③ヘリコプターによる行程以外については、専用車を手配すること。
- ④立ち寄り施設、宿泊施設、専用車両、昼食会場、夕食会場、会議室等に係る全行程の手配を行うこと。
- ⑤行程を事前に確認するためヘリコプターの試験飛行を実施すること。
- ⑥参加者、スタッフに対して適切な保険をかけること。
- ⑦コースについては企画提案とし、下記の施設をすべて含めること。  
【提案コースに含めるもの】祖谷溪谷(空からの紅葉)、祖谷のかずら橋
- ⑧宿泊は、高価格帯宿泊施設で1泊すること。
- ⑨行程表を作成し、参加者へ送付すること。

(4) モニターによるアンケートの実施

- ①モニターツアー参加者に対して、アンケート調査を実施すること。
- ②アンケート内容は、ヘリコプターを活用した新たなコンテンツ創出に活用できる内容とすること。
- ③得られたアンケート内容を効果検証すること。

(5) 報告書作成

本業務の取り組み内容を報告書として取りまとめること。

(6) その他の追加提案

仕様書に記載する項目の他、本業務遂行において効果的な提案があれば、追加事項を提案する。

## 6 成果物

本業務の成果物として、報告書（A4版簡易製本）3部、電子媒体1部を提出すること。  
成果物の権利は、市の帰属とする。

## 7 納入場所

三好市 産業観光部 まるごと三好観光戦略課

## 8 業務実施上の注意

受託者は、業務実施にあたって以下の各号を遵守しなければならない。

- (1) 市と十分な協議のうえ本業務を実施すること。
- (2) 業務を円滑・適正に運営するための組織・人員体制を確保すること。
- (3) 本業務の経理を明確にするため、他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと
- (4) 本業務の実施や成果の提出において、第三者の知的財産権等を侵害していないことを証すること。
- (5) 個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (6) 契約期間中は本業務の進捗状況を随時市へ報告し、遂行すること。
- (7) 新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮すること。

## 9 その他事項

- (1) 受託者は本委託業務を行うにあたり「富裕層獲得に向けたヘリコプターを活用する新たな二次交通実証実験業務の委託に係る公募型プロポーザル」において提案した内容をもとに、発注者と打ち合わせ及び協議をしながら業務を行うこととし、委託業務の開始から終了までの間、経過内容全般を常に把握している専任の担当者を置くなど適時協議に応じることが可能な体制をとること。
- (2) 受託者は、発注者と打ち合わせ及び協議を行った際には「打ち合わせ記録簿」を作成し、発注者に対し打ち合わせ及び協議内容に相違がないか確認をとること。
- (3) 受託者が本委託業務を行うにあたって、個人情報を取り扱う場合には、三好市個人情報保護条例（平成18年3月1日条例第13号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失又はき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 受託者は委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両社協議により業務を進めるものとする。